



## 申11号 立川運転区で発生した「労働組合加入者に対する個人面談における常軌を逸した脱退勧奨・利益誘導等の不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を取り戻す」申し入れ 提出！

輸送サービス労組八王子地本は結成以降、繰り返し職場で発生している組合員に対する差別・ハラスメント・利益誘導・職場活動の規制といった不当労働行為に対して、団体交渉を通じて根絶を求めてきました。

東京都労働委員会は「2023年6月7日に組合員2名の行ったパンフレット配布は正当な組合活動である」と判断し、私たちの主張を受け入れた『全部救済命令』を下しました。

しかし会社は、命令を履行するどころか2023年10月に立川運転区での個人面談で管理者から組合員に対して常軌を逸した脱退勧奨・利益誘導等が平然と行われていることが発覚しました。このような会社ぐるみの繰り返される不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を取り戻す為に下記の通り申し入れました。

1. 2023年10月に行われた立川運転区での個人面談で、労働組合加入者に対して脱退勧奨・利益誘導が行われたことについて会社の見解を示すこと。
2. 管理者が個人面談において脱退勧奨・利益誘導を行うに至った経緯を明らかにすること。
3. 本申し入れに対する団体交渉は2023年11月17日までに実施すること。

私たちは、

あったことをなかったことにはしません！